

火薬類取締法事務審査等基準

令和3年3月31日 2 消規第185号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）並びに名古屋市火薬類取締法施行細則（平成29年名古屋市規則第67号）の施行に係る事務の審査は、別に定めがあるもののほか、この基準によるものとする。

（火薬庫外貯蔵場所の指示関係）

1 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準

省令第15条第1項の表に規定する安全な場所（省令第15条第1項の表（8）の規定により貯蔵するものを除く。）は、省令第16条に規定する火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準によるほか、次によること。

- (1) 付近2メートル以内に火気を取り扱う場所がないこと。
- (2) 湿気、直射日光及び温度等によって、火薬類に悪影響を及ぼさない場所であること。
- (3) 必ずしも貯蔵のための専用の建築物であることを要しないが、店舗又は事務所等に貯蔵する場合はその場所又は容器は耐火性の構造で内面を板張りとし、その表面に金属類を表さないこと。ただし、火薬類が容器に収められている場合で、容易に金属類と火薬類が触れることのない措置が講じられている場合はこの限りではない。
- (4) 万一の爆発又は燃焼に際して他に被害をおよぼすおそれの少ない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所であること。
- (5) 窓、通気孔及び換気孔を設けないこと。なお、金属製ロッカー又は金庫を貯蔵場所とする場合は、できるだけ隙間のない構造とすること。
- (6) 電線又は開閉器等がある場合は、それらから発生が想定される火花に対して安全な距離をとること。
- (7) 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破碎器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。）を貯蔵する場合には、貯蔵する建築物又は収納する設備と同等程度の構造である隔壁により区分すること。
- (8) 消火器等の消火のための設備を設けること。なお、建築物に消防用設備等が設置されており有効に活用できる場合は、これに代えることができるものとする。
- (9) 施錠等により盗難防止の措置をとること。

（火薬類の譲渡及び譲受の許可関係）

2 譲受許可数量の制限

法第17条第1項の規定に基づく譲受許可の数量は、次によること。

- (1) 省令第 49 条第 8 号の規定に基づく建設用びょう打ち銃用空包については、2,000 個（その原料をなす火薬又は爆薬 0.4 グラム以下のものにあつては、4,000 個）以下とすること。
- (2) 土木事業その他の事業のため、同一消費場所において継続して消費するのに必要な火薬類の譲受の場合には、当該事業に必要な火薬類の消費計画数量と在庫火薬類の状況を勘案して算出した数量以下とすること。

3 譲渡及び譲受の許可有効期間

法第 17 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲渡及び譲受の許可の有効期間は、6 ヶ月以内とすること。ただし、立入検査等の結果、保安上支障ないと認められるときは有効期間を 1 年以内とすることができる。

(火薬類の消費の許可関係)

4 公安委員会の意見の聴取

政令第 13 条第 1 項第 2 号に規定する公衆の集合する場所若しくはこれら周辺の土地又は市街地とは、河川及び港湾内を含めた市内のすべての場所をさすものとする。

5 煙火の消費

(1) 関係人

省令第 56 条の 4 第 4 項第 7 号、第 10 号及び第 6 項第 5 号に規定する関係人とは、次のうち、省令第 48 条第 1 項に規定する火薬類消費計画書に氏名の記載がある者とする。

- ア 取扱う者（消費従事者）
- イ 警戒人
- ウ 消費現場の連絡人
- エ 出演者等で保安教育を受けた者

(2) 安全な距離

省令第 56 条の 4 第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号に規定する安全な距離とは、正常に煙火の消費が行われた場合及び消費に係る事故が発生した場合において、観覧者及び建物等に災害を及ぼさない距離をいい、打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所、噴出煙火の消費場所（手筒花火を移動しながら消費する場合は、当該移動範囲）等から観客、建物等に対してとるべき安全な距離は、次によること。

ただし、建物等の関係者の同意が得られており、消費の際に関係人以外が当該建物等に入入りしない場合であつて、消火の準備等の防火対策が実施されている場合は、当該建物等を安全な距離をとるべき建物等とみなさないことができる。

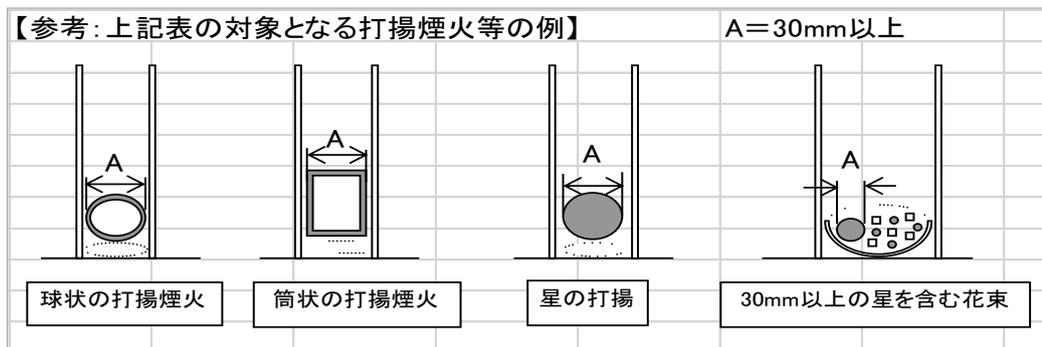
ア 信号又は観賞の用に供する煙火

(7) 打揚煙火等

煙火の大きさ		距 離	
直 径	号数	ポカ物	割物
60cm超～90cm以下	30号	400m以上	460m以上
30cm超～60cm以下	20号 15号	330m以上	360m以上
24cm超～30cm以下	10号	230m以上	250m以上
18cm超～24cm以下	8号 7号	200m以上	200m以上
15cm超～18cm以下	6号	150m以上	170m以上
12cm超～15cm以下	5号	140m以上	160m以上
9cm超～12cm以下	4号	120m以上	130m以上
6cm超～9cm以下	3号 2.5号	100m以上	100m以上
3cm以上～6cm以下	2号 1号	50m以上	50m以上

注1 小型煙火、スターマイン及び仕掛の裏打ちを含み、球状、筒状を問わず打揚がるもので、径が30mm以上のものが対象

2 星の打揚げ等の開発しないものについては、上表中ポカ物の欄に定めるところによる。



3 上空で開発するものを、打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍以上の距離とする。

(イ) 仕掛煙火等

煙火の種類	内 容	距 離
粹仕掛	文字、絵型等	20m以上
綱仕掛	ナイアガラ等	同上
水上仕掛	水中金魚等	移動範囲から 20m以上
車花火等仕掛	車花火、綱火等	同上
打揚がるもので 径が 30mm 未満のもの	スターマイン、小型煙火 (乱玉、トラ、花束等を 含む。) 等	20m以上 (打揚筒を傾斜させる場 合、打ち出し方向に対し て 50m 以上)
吹き出すもの (噴出煙火を除く。)	—	20m以上

(ウ) 噴出煙火

a 観客に対する安全な距離

噴出煙火の種類及び薬量の区分に応じ、表 1 に定める距離とする。ただし、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず、観客に対して同表に定める距離がとれない場合で、高さ 90 センチメートル以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、表 2 に定める距離とすることができる。

b 建物等に対する安全な距離

噴出煙火の炎、火の粉が建物等に届かない距離とする。

c 筒相互間の距離

噴出煙火を 2 本以上同時に消費する場合には、噴出煙火の種類及び薬量に応じて表 1 に定める筒相互の間隔の距離をとること。ただし、一人が 2 本の手筒花火を両手に持ち消費する場合は、これらを筒相互間とみなさないものとする。

表1 噴出煙火の観客等に対する安全な距離

区分	薬量		安全な距離			
			筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	筒相互の 間隔	
噴出煙火	手筒花火	600g	直立し点火するもの	—	5m以上	1.5m以上
		以下				
		600g を超え 1,200g 以下		15m以上	10m以上	2.0m以上
		1,200g を超え 1,800g 以下		20m以上	15m以上	2.5m以上
		1,800g を超え 2,400g 以下		25m以上	20m以上	3.0m以上
		2,400g を超え 3,000g 以下		28m以上	23m以上	3.5m以上
		3,000g を超え 4,000g 以下		30m以上	25m以上	4.0m以上
	噴水花火	4,000g 以下		—	手筒花火の 薬量区分に 準ずる。	点火者の 安全が保 てる距離 とする。
		4,000g を超え 6,000g 以下				

表2 噴出煙火の観客に対する安全な距離（観客に対する防護措置を行った場合）

区分	薬量		安全な距離		
			筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	
噴出煙火	手筒花火	600g	直立し点火するもの	—	4m以上
		以下			
		600g を超え 1,200g 以下		9m以上	7m以上
		1,200g を超え 1,800g 以下		13m以上	10m以上
		1,800g を超え 2,400g 以下		17m以上	13m以上
		2,400g を超え 3,000g 以下		19m以上	15m以上
		3,000g を超え 4,000g 以下		20m以上	17m以上
	噴水花火	6,000g		—	手筒煙火の薬量 区分に準ずる。
		4,000g を超え 6,000g 以下			

イ 音楽その他の芸能の公演等における演出効果の用に供する煙火

- (7) 炎又は火の粉を噴出するものは、飛散距離の1.5倍以上（最低5メートル以上）とする。
- (4) 炎又は火の粉を噴出しないものは、4メートル以上とする。

- ウ その他の煙火（ア及びイの場合を含む。）
 事案発生の都度、愛知県公安委員会と協議のうえ決定する。

(3) 煙火打揚げ時の防護措置等

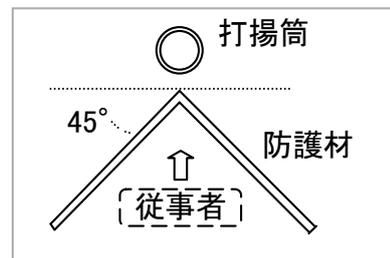
省令第56条の4第4項第11号ただし書きの防護措置等は次による。

ア 離隔距離と防護措置等

球状の煙火 玉の直径	打揚筒からの離隔距離 (m)		
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満
3cm超 15cm以下	(イ) 飛散物を遮断する防護措置 厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上	(ハ) 飛散物に対する安全対策 ヘルメット等	
21cm以下	厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上	厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上	
24cm以下	厚さ28mm以上のポリカーボネート板又は畳床7枚以上又は厚さ8.1mm以上の鋼板	厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上	厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上
30cm以下		(ニ) 飛散物の威力を軽減する防護措置 厚さ8mm以上のポリカーボネート板又は畳床2枚以上又は厚さ2.3mm以上の鋼板	
60cm以下			厚さ5.9mm以上のポリカーボネート板又は畳床2枚以上又は厚さ1.7mm以上の鋼板
60cm超		打揚げ不可	厚さ16mm以上のポリカーボネート板又は畳床4枚以上又は厚さ4.6mm以上の鋼板

※1 上表に掲げる措置と同等以上の防護措置等であれば可とする。

※2 直径21cmを超え24cm以下の煙火を離隔距離5m未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し45°に設置するときは、厚さ20mm以上のポリカーボネート板又は畳床5枚以上又は厚さ5.8mm以上の鋼板または同等以上の防護措置で可とする。

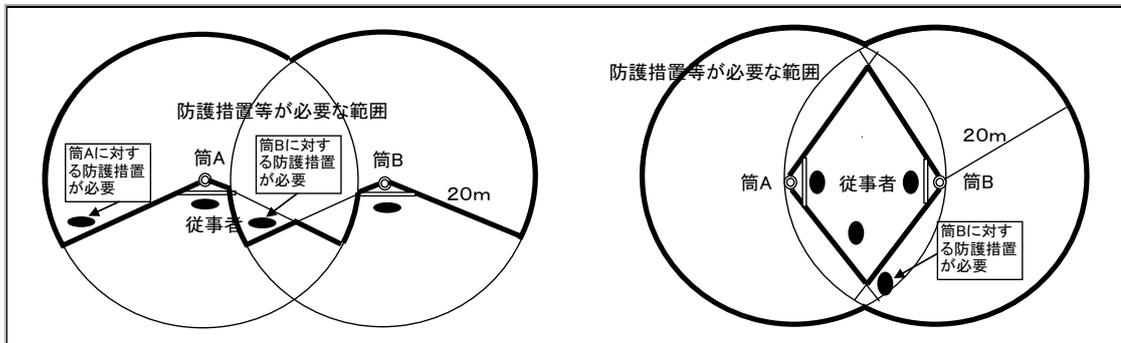


イ その他

- (ア) 防護措置等に使用する防護材の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。
 (イ) 防護材は、人がかがみ隠れることができる大きさとする。

[参考図]

複数の打揚筒で同時に打揚げる場合の防護措置



(4) 危険区域の明示と監視

消費場所から(2)に定める安全な距離以上離れた位置に、次のとおり危険区域を明示し関係人以外のものが立ち入らないよう周知と監視を行うこと。

なお、危険区域の明示と監視は、消費準備を行う時点から消費終了後、安全が確認できるまでの間、実施するものとする。

ア 陸上

警戒柵・ロープ等で明示し、侵入を意図した者に対してすみやかに注意ができる間隔で警戒人を配置し監視すること。

イ 海上、河川

ブイ等(おおむね80～120m間隔で配置)で明示し、侵入を意図した者に対してすみやかに注意ができる間隔で警戒船を配置し監視すること。ブイ等による明示を行う場合は、夜間においても識別できるよう措置を講ずること。

(5) 煙火置場

省令第56条の4第2項の規定に基づく煙火置場の構造等は次によること。

ア 小屋組み・テント張りの場合

- (ア) 小屋組みにあつては、不燃性又は難燃性の素材を使用し、テント張りにあつては、難燃性の布地を使用すること。
- (イ) 火の粉が入り込まない構造とし、出入口は打揚筒及び仕掛煙火の設置場所と反対の方向に設けること。
- (ウ) 地盤面は作業がしやすいように平らにし、地盤面が軟弱な場合は板等を敷くこと。
- (エ) 煙火置場内において煙火を収納する容器は、火の粉等が入り込まないよう密閉できるものであること。
- (オ) 水が煙火置場内に侵入するおそれがある場合は、周囲に溝を掘るなどの措置を

講ずること。

(カ) テント張りによる場合は、支柱が倒れないような措置を講ずること。

イ 有蓋車の場合

(ア) 車両の設置位置は平坦な場所とし、車止め等により、車両が移動しないような措置を講ずること。

(イ) 火の粉が入り込まない構造とし、煙火の取出口は打揚筒及び仕掛煙火の設置場所に対して反対の方向に設けること。

(ウ) 車内において煙火を収納する容器は、火の粉等が入り込まないよう密閉できるものであること。

(エ) 煙火を置く場所の内部には、電気配線を露出させないこと。

ウ その他

煙火消費の規模、数量が少なく、消費の時間が短い場合は、上記によらず難燃性の覆いと火の粉が入り込まない丈夫な構造の容器により煙火置場とすることができる。

(6) 噴出煙火の製造等

噴出煙火の製造及び消費の基準は、5 (2) ア(ウ)によるほか、噴出煙火に関する保安技術基準（平成元年6月1日付 通商産業省通知）による。ただし、手筒花火の1本の薬量（鉄粉を含む。以下同じ。）は、4,000グラム以下とし、噴水花火の1本の薬量は、6,000グラム以下とすること。

6 消費の許可有効期間

法第25条第1項の規定に基づく消費許可の有効期間は、原則として、次による。ただし、保安上支障ないと認められるときは1年以内とする。

(1) 6ヶ月以内（煙火の消費に係るものを除く。）

(2) 煙火の消費許可の有効期間は、雨天等順延を含む必要最小限の期間とする。

7 既存のもの取扱い

本基準は令和3年4月1日より施行する。なお、施行時点において現に存するものについては、なお従前の例によることができる。